

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の概要

1. 制度の目的

(1) 貸切バスは、観光バスとしてのサービスのほか、団体輸送、イベント輸送等様々なニーズに対応する輸送サービスとして国民に広く利用されており、良質なサービスの提供が今後とも期待されています。

しかし、利用者や旅行会社にとっては、利用しようとする個々の貸切バス事業者が安全性の確保のための取り組みを適切に行っているか否かを判断することは難しいことから、安全性が十分に考慮されないまま利用する事業者が選択される場合があります。

貸切バス事業者安全性評価認定制度（以下「評価認定制度」という。）は、公益社団法人である日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、これを公表するもので、平成23年度から運用を開始しました。

評価認定制度によって認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）については、国土交通省並びに日本バス協会のホームページにおいて公表するとともに、運行するバスの車体に認定事業者の証である「SAFETY BUS」（セーフティバス）マークを貼付することや、各事業者のホームページや従業員の名刺などにシンボルマークを表示することなどを通じ、認定事業者であることを外観から知ることができます。

これにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。

評価認定制度のシンボルマーク

このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。

「SAFETY BUS」（セーフティバス）は、安全に対してたゆまぬ努力を続けているバスを意味します。



(2) 評価認定制度については、国土交通省において事業用自動車の事故の削減を目的として平成21年3月にまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」に位置付けるとともに、「平成23年度国土交通省交通安全業務計画」においても道路交通の安全に関する施策としてその普及を図ることとされております。

さらに、平成23年6月に取りまとめられた「バス事業のあり方検討会中間報告」においても、同制度が広く関係者及び一般利用者に普及するよう、適切に取り組んでいくことが必要とされ、国は、同制度の普及促進に向けた取り組みを積極的に支援するべきとされております。

2. 評価認定制度の検討経緯

- (1) 平成19年2月に大阪府吹田市で発生した貸切バスの重大事故を契機として、19年6月に国土交通省、貸切バス事業者、旅行会社、両業界の団体、労働組合をメンバーとする「貸切バスに関する安全等対策検討会」が設置されました。19年10月にとりまとめられた報告書において、「安全等に対する取り組みを、どの貸切バス事業者が適切に行っているか利用者から見た場合に不明」、「旅行会社との取引においては、貸切バス事業者の安全性等の質よりも運賃の高低が優先される場合もある」といった問題点が指摘され、その対応として、貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築（事業者評価の実施）について提言されました。

- (2) このため、平成20年9月に国土交通省、学識経験者、消費者代表、貸切バス事業者、旅行会社、両業界団体、労働組合をメンバーとする「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会」を設置し、利用者が貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・公表する制度として、評価・認定基準、実施主体の要件、実施方法等について検討が行われ、平成21年3月に報告書がとりまとめられました。（報告書はこちら <http://www.mlit.go.jp/common/000037833.pdf>）

- (3) この報告書は、評価・認定制度の構築に当たって必要と考えられる骨格部分がとりまとめられたものですが、評価・認定制度を実際に運用していくためには、実施主体を中心に詳細な評価・認定基準、審査マニュアル、制度の名称、手数料、利用者に対する効果的なPR方法等の制度の詳細について具体的に検討していく必要があり、実施主体となられた日本バス協会に平成21年11月「貸切バス事業者の安全性評価・認定制度における詳細設計検討委員会」が設置され、制度の詳細設計が行われました。

3. 評価認定制度の概要

(1) 評価認定の対象

貸切バス事業者の申請に基づき行う任意の制度で、法人単位で評価認定を行います。
（日本バス協会の会員ではない非会員の事業者も評価認定の対象となります。）

(2) 申請条件

申請する貸切バス事業者は、以下の条件を全て満たしている必要があります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 事業許可取得後3年以上経過していること。② 安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反がないこと。 |
|--|

- ③ 過去2年間に、有責の第一当事者となる死傷事故（死亡事故、骨折・内臓破裂・14日以上の入院を要する傷害事故）が発生していないこと。
- ④ 過去1年間に、有責の第一当事者となる10人以上の負傷者を生じた事故で負傷の程度が著しい（1日で治療を完了するものは除き、2日以上通院する場合）場合が発生していないこと。
- ⑤ 過去1年間に、有責の第一当事者となる転覆等の事故（転覆、転落、火災、踏切での列車との衝突・接触事故）又は悪質な法令違反（飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等の薬物乱用、居眠り）による事故が発生していないこと。
- ⑥ 平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に監査を実施し、1営業所1回当たり30日車以上の行政処分、または平成28年12月1日～平成29年3月31日までの間に監査を実施し、1営業所1回当たり50日車を超える行政処分が発生していないこと。
- ⑦ 過去に認定取消を受けた際の欠格期間に該当していないこと。

(3) 評価認定の方法

評価認定の方法は、①安全性に対する取組状況、②事故及び行政処分の状況、③運輸安全マネジメントの取組状況について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、日本バス協会に設置された学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される貸切バス事業者安全性評価認定委員会を開催し、評価認定が行われます。

認定基準は以下のとおりです。

- ① 申請条件を満たしていること。
- ② 評価点数の合計が60点以上であること。
- ③ 各評価項目が下記の基準点以上であること。

大項目	法令遵守事項(20点)		評価事項(I.については上位事項)(80点)	
	配点	基準点	配点	基準点
I. 安全性に対する取組状況	20点	20点	40点	10点
II. 事故及び行政処分の状況			20点 (事故 10点) (行政処分 10点)	事故のみ 10点
III. 運輸安全マネジメント取組状況			20点	10点

注 基準点とは、各評価項目において最低限必要となる点数である。

注 行政処分の点数は、配点ー累積点数（配点を超える場合は0点）であるため、基準店は設定しない。

日本バス協会における書面審査及び訪問審査は、具体的には、例えば、

- ① 安全性に対する取組状況については、アルコールチェッカーを導入して点呼を行っているか、デジタコを活用しているか、ドライブレコーダを導入し教育・指導を行っているか等、法令遵守事項よりも高いレベルにあるかを審査します。
- ② 事故については、過去2年間に有責の第一当事者となる死傷事故を起こしておらず、かつ、過去1年間に有責の第一当事者となる10人以上の負傷者を生じた事故、転覆等の事故、または悪質違反による事故を起こしていないかを審査し、事故がなければ10点、事故があれば0点となります。

また、行政処分については、行政処分による累積点数を配点（10点）から差し引き、残ったものが点数となり、累積点数が配点を超える場合は0点となります。

- ③ 運輸安全マネジメント取組状況については、PDCAサイクルによる安全管理体制についての継続的改善と、輸送の安全に係る情報の公表について、それぞれの取り組みが適切に実施されているかを審査します。

※ Plan（安全管理体制の構築）、Do（安全管理体制の実施）、
Check（安全管理体制のチェック）、Act（安全管理体制の見直し・改善）

(4) 有効期間

2年間。ただし、三ツ星取得後、1回目の更新の際に90点以上を得点した事業者は4年間とする。

(5) 認定の取消条件

認定事業者の安全性の状況を反映する制度とするため、認定後、死傷事故、転覆等の事故や悪質違反による事故を起こしたり、車両停止以上の行政処分を受けたりした場合は、認定の取消しを行い、一定期間申請ができなくなります。

認定の取消基準	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	3年間
イ 有効期間内に、事業者の責めに帰する死亡事故が発生した場合	2年間
ウ 有効期間内に、事業者の責めに帰する重傷事故が発生した場合	1年間
エ 有効期間内に、事業者の責めに帰する10人以上の負傷者を生じた事故で負傷の程度が著しい場合	1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故、10人以上の負傷者を生じた事故又は転覆、転落、火災等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	2年間

カ 有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合 ただし、使用停止発令に関する監査日が平成28年12月1日以降から適用する。	1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆、転落、火災等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申出があった場合	なし

注 認定の取消基準 ア～クは、全て貸切バス事業に係るものを対象とします。

注 認定の取消条件「カ」については、監査日が平成28年11月30日までの処分については、1営業所1回あたり30日車以上の行政処分を受けた場合に認定を取消とする。

注 認定を受けるまでの間（審査期間中）に、ア～クに該当する事象が発生した場合も、失格として審査を中止します。

(6) 評価認定制度の更新申請

認定種別については以下のように運用します。

- ア 認定種別は一つ星、二ツ星、三ツ星の三種類とする。
- イ 初回申請の事業者が60点以上得点した場合は、一つ星事業者となる。(59点以下は認定しない。)
- ウ 更新1回目以降、一つ星事業者が60点以上79点以下の場合は引き続き一つ星事業者となり、80点以上得点した場合は二ツ星事業者に昇格する。(59点以下の事業者は剥奪される。)
- エ 更新2回目以降、二ツ星事業者が80点以上得点した場合は三ツ星事業者に昇格し、60点以上79点以下の場合は、一つ星事業者に降格となる。(59点以下の事業者は剥奪される。)
- オ 更新3回目以降、三ツ星事業者が80点以上得点した場合は引き続き三ツ星事業者となり、60点以上79点以下の場合は一つ星事業者に降格となる。(59点以下の事業者は剥奪される。)
- カ 認定の取り消しを受けた事業者、又は更新を受けなかった事業者が申請をする場合は、初回申請として扱う。

